

大阪・関西万博を見据えた旅行商品造成販売業務委託企画提案コンペに係るご質問及び回答

番号	資料名	項目	質問	回答
1	業務委託仕様書	4 (1)	三重県内の宿泊・体験プログラムは同一ながら、ツアー発着地が北海道と九州に分かれる場合は、別々の旅行商品として本数をカウントして良いのでしょうか？	発着地のみが異なる場合は、1本の商品としてカウントして差し支えありません。
2	業務委託仕様書	4 (1)	当事業で提案した旅行商品は、受託者（JV含む）の専売特許となりますか。	業務の目的に鑑みて、受託者（JV含む）の専売を認めるものではありません。
3	業務委託仕様書	4 (1)	県としての本事業のターゲットは個人旅行または団体旅行どちらのイメージでしょうか。	本業務においては、ターゲットを個人旅行・団体旅行のいずれかに特定しておりません。
4	業務委託仕様書	4 (1) ウ	「みえのイマココ旅 (https://www.kankomie.or.jp/special/imakoko/)」記載の内容（複数のOTA様の料金など）はまちまちなので三重県側が設定されている体験プログラムと体験料金の一覧表をいただきたくお願い申し上げます。	「みえのイマココ旅」の体験料金を記載した一覧表はございません。個々のプログラムの体験料金については、こちら (https://www.pref.mie.lg.jp/KANKOSHI/HP/m0146600069.htm) のガイドブックに掲載の各ページをご参照ください。
5	業務委託仕様書	4 (2)	大阪・関西万博と見据えてとありますが、現時点において実証実験等ではなく、マーケットに向けた商品販売を実施する意図をお聞かせください。	本業務で造成する旅行商品は、モデルコースとしての位置づけであると考えています。そのモデルコースを評価するにあたっては、販売を通じて得られるマーケットからの評価を参考としたいことから、当初からマーケットに向けた販売を意図しています。
6	業務委託仕様書	4 (2)	旅行販売の手法として、一部を事業費で賄うモニター販売でも可能ですか。	上記5のとおり、本業務ではマーケットに向けての販売を想定することから、モニター販売は対象外とします。
7	業務委託仕様書	4 (2)	旅行販売のチャネルは、店頭販売、インターネット上などの指定や制限はありますか。	旅行商品の販売にあたって、販売チャネルに指定や制限はありません。
8	業務委託仕様書	4 (2) イ	「関西圏に主な拠点」の定義をお聞かせください。	関西圏に適正な人員を配置する営業拠点や営業基盤があることを想定しています。